平成３０年（家）第５０１８号
茨城県取手市新町１丁目８番38号新町第６ビル４階
申立人　千葉真理子
本籍東京都文京区本郷５丁目26番地、最後の住所茨城県取手市東６丁目43番４号、死亡の場所茨城県稲敷郡阿見町、死亡年月日平成29年７月３日、出生の場所茨城県那珂郡額田村、出生年月日昭和10年８月25日、職業不詳
被相続人　亡　鈴木　京子
催告期間満了日　平成30年11月11日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

準禁治産宣告取消

平成３０年（家）第５０５２４号
本籍徳島県鳴門市撫養町南浜字馬目木36番地19、住所兵庫県尼崎市名神町２丁目２番２－801号
事件本人　泉　　純夫
昭和16年３月18日生
平成30年３月28日準禁治産宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成３０年（へ）第１０号
名古屋市千種区今池１丁目５番11号
申立人　株式会社石田組
代表者代表取締役　石田　侑嗣
権利を争う旨の申述の終期　平成30年７月27日
平成30年４月３日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＮ64354
金額　350,000円
支払期日　平成30年５月26日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋中央支店
振出日　平成30年１月26日
振出地　愛知県尾張旭市
振出人　旭精機工業株式会社　取締役社長　山口　央
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第１号
東京都新宿区西新宿７丁目５番20号
申立人　リリカラ株式会社
代表者代表取締役　山田　俊之
権利を争う旨の申述の終期　平成30年７月13日
平成30年４月３日　周南簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ223855
金額　1,197,648円
支払期日　平成30年４月30日
支払地　山口県周南市
支払場所　株式会社みずほ銀行徳山支店
振出日　平成30年１月20日
振出地　白地
振出人　株式会社やはら　代表取締役　矢原　利郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
静岡県浜松市中区小豆餅４丁目６番９号グランヴィ小豆餅505号
申立人　相田　敏之
権利の届出の終期　平成30年７月19日
平成30年３月28日　熱海簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　熱海市桃山町50番60
宅地　98.84平方メートル
⑵登記年月日番号　静岡地方法務局熱海出張所昭和23年２月23日受付第542号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　所有権移転請求権仮登記
原因　昭和23年２月22日売買予約
権利者　熱海市伊豆山50番地
澤田　あう

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成３０年（家）第３２０号
富山県南砺市安居220番地
申立人　武藏久美子
本籍富山県南砺市安居220番地、最後の住所富山県南砺市安居220番地
不在者　武藏　榮一
昭和23年７月31日生
届出期間満了日　平成30年６月４日
富山家庭裁判所高岡支部

失踪宣告

平成２９年（家）第２７７号
本籍広島県福山市駅家町大字助元226番地、最後の住所広島県品治郡助元村81　１番屋敷
不在者　吉津　隨眞
明治26年６月１日生
平成30年４月３日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所福山支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２４３号
本籍愛媛県松山市高木町243番地、最後の住所愛媛県松山市高木町107番地４
不在者　大西シズヱ
昭和４年５月12日生
平成30年４月３日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２５２号
本籍沖縄県糸満市字真壁329番地、最後の住所沖縄県糸満市字真壁329番地
不在者　玉城　　隆
昭和27年７月25日生
平成30年４月４日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１９８号
本籍沖縄県沖縄市字上地1122番地、最後の住所沖縄県コザ市字上地1122番地
不在者　久場　靜子
大正14年９月15日生
平成30年３月31日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４３２号
千葉市花見川区三角町713番地
債務者　株式会社千葉特装車輛
代表者代表取締役　関上　俊幸
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金城未来彦
４　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５８号
千葉県船橋市金杉台２－２－23－403、登記簿上の本店所在地千葉県船橋市田喜野井７丁目27番５号
債務者　株式会社丸冨建装
代表者代表取締役　冨永　　勝
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　聡子
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３１２号
千葉県四街道市大日973番地９
債務者　株式会社アール企画
代表者代表取締役　笠川　賢治
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　合間　　利
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係